

平成29年度 千葉県県土整備公共事業評価審議会 審議結果一覧

No	所管課	事業名 路線又は箇所名等	事業概要	評価の 理由	審議結果
1	河川環境課	社会資本整備総合交付金 (河川事業) 一級河川利根川水系印旛沼	印旛沼は、千葉県の北西部に位置し、流域面積が541km ² の一級河川である。水資源開発・干拓による貯水池化と都市化の進展等に伴う汚濁負荷増大のため水質の悪化が顕著となったことから、河川環境整備を実施する。 ・総事業費 150億円 ・事業期間 H15～H42 ・事業内容 植生帯造成L=12.1km 等	②	継続
2	河川整備課	社会資本整備総合交付金 (河川事業) 一級河川利根川水系旧江戸川	旧江戸川は、江戸川水閘門で江戸川から分派し東京湾に注ぐ一級河川である。昭和24年のキティ台風による大被害を起因として、同年度から高潮対策工事が行われたが、その後の著しい地盤沈下により高潮堤防としての機能が激減したこと、既設堤防の耐震性の低減に加え、背後地の急激な市街化に鑑み、高潮及び耐震対策を実施する。 ・総事業費 717.8億円 ・事業期間 H5～H38 ・事業延長 9.25km	②	継続
3	河川整備課	社会資本整備総合交付金 (河川事業) 一級河川利根川水系真間川	真間川流域は、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市の3市に源を發し、市川市を流下し、江戸川と東京湾に注ぐ流域面積は65.6km ² の一級河川である。昭和33年に記録的な水害を受けたことから、治水安全度の向上を図るため、河川整備を実施する。 ・総事業費 1,800.3億円 ・事業期間 S54～H38 ・事業延長 28.19km	②	継続
4	河川整備課	社会資本整備総合交付金 (河川事業) 二級河川栗山川水系栗山川	栗山川は、横芝駅周辺市街地を流下する、二級河川である。平成11年および平成16年に甚大な水害を受けたことから、治水安全度の向上を図るため、河川整備を実施する。 ・総事業費 147.7億円 ・事業期間 S49～H38 ・事業延長 17.2km	②	継続
5	河川整備課	社会資本整備総合交付金 (河川事業) 二級河川作田川水系作田川	作田川は、成東駅周辺市街地を流下し、河口には片貝漁港が併設されている二級河川である。平成8年、平成16年及び平成25年に甚大な水害を受けたことから、治水安全度の向上を図るため、河川整備を実施する。 ・総事業費 98.17億円 ・事業期間 S60～H47 ・事業延長 15.4km	②	継続
6	河川整備課	社会資本整備総合交付金 (河川事業) 一級河川利根川水系高谷川	高谷川は、市川市市街地を流域に含む一級河川である。流域は東京湾の朔望平均満潮位より地盤が低い箇所もあり、河口では排水施設により東京湾へ排水している。流域の内水被害の軽減のため、排水機場の整備と河川整備を実施する。 ・総事業費 80.00億円 ・事業期間 H10～H38 ・事業延長 1.26km	②	継続
7	道路整備課	社会資本整備総合交付金 (道路事業) 一般国道296号八千代バイパス	佐倉市域及び八千代市域の交通渋滞の緩和を図るため佐倉市上座から八千代市米本までの延長5.2kmのバイパス整備を行う。 ・総事業費 98億円 ・事業期間 H2～H37 ・事業延長 5.2km	②	継続

8	港湾課	防災・安全交付金 (港湾事業) 館山港海岸館山地区	高潮・波浪に対する被害を防止するため、海岸保全施設を整備する。また、快適な海浜利用を促進するための施設を整備する。 ・総事業費 78億円 ・事業期間 H5～H40 ・事業延長 1,800m	②	継続
9	市街地整備課	社会資本整備総合交付金 (土地区画整理事業) 運動公園周辺地区	つくばエクスプレス沿線(運動公園地域)において、鉄道と沿線地域の基盤整備を一体的に進めるため、土地区画整理事業により良好な市街地の整備を行う。 ・総事業費 約745億円 ・事業期間 H10～H34 ・事業面積 約232.2ha	②	継続
10	市街地整備課	社会資本整備総合交付金 (土地区画整理事業) 木地区	つくばエクスプレス沿線(南流山地域)において、鉄道と沿線地域の基盤整備を一体的に進めるため、土地区画整理事業により良好な市街地の整備を行う。 ・総事業費 約332億円(予定) ・事業期間 H10～H33(予定) ・事業面積 約68.3ha	②	継続
11	公園緑地課	防災・安全交付金 (都市公園事業) 県立都市公園 長生の森公園	「人間・スポーツ・環境」をテーマとし、山武・長生・夷隅地域のスポーツ・レクリエーション活動の中心的な役割を担う他、災害時の一時避難場所などの防災機能も併せ持つ広域公園として整備を行う。 ・総事業費 141億円 ・事業期間 H5～H34 ・計画面積 48.2ha (供用面積 10.2ha)	②	継続

【評価の理由】 ① 事前評価：事業の計画段階において、事業着手の必要性や妥当性を評価するもの。

② 再評価：事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業の事業継続の必要性や妥当性を評価するもの。

③ 事後評価：事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事業評価の結果を今後実施する同種事業の計画等に反映させるもの。